

# 予算審査特別委員会記録

令和8年2月24日開催

- 1 日 時 令和8年2月24日(火) 11:29~13:09
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席議員 藤本委員長 湯浅副委員長  
荒谷委員 山崎委員 平山委員 武田委員 渡部友子委員 金久委員  
渡邊芳彦委員 橘委員 大山委員 大橋委員 住友委員 星加委員  
喜多委員 広浦委員 水谷委員 西川委員 佐々木委員 橋本委員  
奥田委員 陶久委員 久米委員 佐古委員 梶原委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 長 幸坂議長
- 6 出席理事者 西田副市长 平井副市长 東條政策監 篠原政策監  
中橋産業部長 藤本建設部長 吉岡都市整備部長 松原水道部長  
数藤産業部理事 山田商工戦略課長 他
- 7 事 務 局 佐坂事務局長 田上議事課長 谷崎課長補佐 平瀬課長補佐 福岡係長
- 8 傍 聴 者 4人
- 9 記 者 0人

【 会議の概要 】

---

開 会 【 11:29 】

---

委員長の選挙  
副委員長の選挙

---

【 11:32 】

---

藤本委員長 それでは、先ほど本会議におきまして市長から提案のありました第14号議案

の先議についてお諮りいたします。第14号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算(第6号)について、審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

藤本委員長 すいません、ちょっと申し訳ございません、声が通らなくて。御異議なしと認めます。よって、審査することに決しました。  
それでは、審査の前に副市長から御挨拶をいただきます。西田副市長。

西田副市長 おはようございます。予算審査特別委員会の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。新たに選任されました藤本委員長さん、湯浅副委員長さんをはじめ、委員の皆様方におかれましては、御多用の中にもかかわりませず、予算審査特別委員会を開催していただきますことに、厚く御礼を申し上げます。  
さて、本特別委員会で御審査いただきます案件は、今定例会において提出しております、令和7年度一般会計補正予算案1件でございます。何卒十分な審査のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

藤本委員長 ありがとうございます。

---

#### 第14号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算(第6号)について

---

藤本委員長 それでは、第14号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。第14号議案については先日開催されました全員協議会で説明を受けておりますが、理事者から事業内容を説明したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。山田商工戦略課長。説明が長くなるようでしたら着座で結構です。

山田 課長 商工戦略課の山田です。委員長の許可をいただきましたので、阿南市生活応援商品券事業の概要について御説明を申し上げます。説明に当たりまして、委員の皆様にご覧いただきたくはございますが、よろしいでしょうか。

藤本委員長 小休いたします。

---

小 休 11:35~11:40

---

藤本委員長 再開いたします。  
山田商工戦略課長。

山田 課長 委員長の許可をいただきましたので、改めて、阿南市生活応援商品券事業の概要について御説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食料品等の物価高騰の影響を受ける市民生活の負担を軽減するとともに、市内消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的として実施するものでございます。

事業費の総額は3億8,100万円で、その財源として全額、国の重点支援地方創生臨時交付金を充てております。歳出予算案の内訳でございますが、商品券の交付に係る費用として3億3,500万円、取扱店舗の募集、商品券の作成をはじめ、各種印刷物の調達、商品券等の郵送料、換金業務等に要する事務的経費として4,600万円を計上しております。

次に事業概要でございますが、令和8年5月1日を基準日とし、その時点において本市の住民基本台帳に記録されている市民全員を対象に、お一人当たり5,000円分の阿南市生活応援商品券をお配りすることとしております。その商品券は1枚500円券の10枚つづりとして作成し、本事業に御登録をいただいた取扱店舗であればどここの店舗等でも御使用いただける2,000円分の共通券と、取扱店舗のうち、市内に本社がある法人または個人事業者の運営する店舗等で御使用いただける3,000円分の地元店舗限定券とに分けております。

商品券は本市から世帯主様宛に御家族の方の分をまとめて、ゆうパックにより郵送し、本年7月末までに、全ての世帯にお届けする予定としております。その際、商品券の使用法や取扱店舗に関する情報、使用上の注意事項等を記載した商品券使用ガイドを同封し、市民の皆様に分かりやすく、適切に商品券を御使用いただける環境を整えたいと考えております。

その商品券の使用法についてでございますが、商品券は本年8月1日から10月31日までの間において、取扱店舗における食料品等の購入や、サービスの提供に御使用いただけます。また、取扱店舗からの使用済み商品券の換金申請は本年11月30日まで受け付けし、本市から指定された口座にお振込みさせていただく仕組みとしております。

本事業の実施に当たりましては実施要綱を定め、一日も早く市民の皆様へ商品券をお届けできるよう体制を整えるとともに、多くの事業者の皆様へ御参加をいただき、円滑で利便性の高い事業の推進に努めてまいります。

事業概要の説明は以上でございます。御審議を賜りますようお願いいたします。

藤本委員長 理事者の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。  
橋本委員。

橋本 委員 この商品券に関しましては、12月定例会で私、会派の代表質問で提案させていただいた中の一つ、申し込みの要らないプッシュ型の商品券事業ということで御提案をいただきましてありがとうございます。

議案には賛成ですし、早期の実施を望むものでありますけれども、かねてより指摘をさせていただいております事務経費のことについていくつか確認したいと思います。よろしく申し上げます。

これまで阿南市で行われてきたのはプレミアム付き商品券事業であります。事業費における事務経費の割合が2割近くに及んでおりまして、その改善と印刷等の事業委託を市内業者で行うことを再三申し上げてまいりました。確認いたしますけれども、事務経費に関してはプレミアム付き商品券と比べて改善されているのかどうか。そして、これまで市外とか県外であった印刷業務は地元業者で賄われるのかどうかお伺いします。

藤本委員長 山田課長。

山田 課長 橋本委員の御質問にお答えいたします。  
初めに、事務経費に関する御質問でございますが、本事業における事務的経

費といたしまして、補正予算案に4,600万円を計上しており、その全体事業費に占める割合は約12%となっております。直近の令和5年度に実施いたしましたプレミアム付き商品券事業における事務的経費の割合は約17.5%でございました。前回はいわゆる販売方式によるものでございましたが、今回は交付対象者に商品券を直接送付するプッシュ型の方式を採用しておりますので、一概に比較することはできませんが、前回実績を踏まえすと、一定の経費縮減を図ることができております。なお、予算の執行に当たりましては、民間のノウハウを活用しながら事務の効率化を徹底し、必要最小限の支出となるよう努めてまいります。

次に、印刷物の発注に関する御質問についてでございますが、商品券など、印刷物の調達に当たりましては、市内業者の受注機会の確保と地域経済の活性化に寄与する観点から、市内事業者への発注を前提とし、事業を推進してまいりたいと考えております。以上、お答えといたします。

藤本委員長 橋本委員。

橋本 委員 ありがとうございます。

事務経費に関しましては17.5%から12%へと一定の減少があることで、委託業務の市内発注についても改善されていることが分かりました。ありがとうございます。

これから、事業の選択に当たってはさまざまなメリット、デメリットがあると思うんですね。何を選んでもさまざまな指摘は出てきますので、今後、阿南市におきまして同様の事業を行うときには、もっと経費と手間がかからないことを最優先事項と考えていただきまして、現金給付を選択していただきますよう要望いたしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上です。

藤本委員長 ほかにございませんか。住友委員。

住友 委員 よく市民の方から、私、耳にするんですが、阿南市においてなぜ5,000円にしたのか。よその市町村だったら1万円とか、いろいろ出てますよね。そういうことを聞かれるんですが、金額で5,000円の上乗せっていうのは考えられたのか、考えられてないのかお聞かせいただきたいと思っております。

藤本委員長 山田商工戦略課長。

山田 課長 住友委員の御質問にお答えいたします。

国の令和7年度補正予算（第1号）による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の、食料品の物価高騰に対する特別加算については、国民1人当たり3,000円程度の支援が行き届く規模で予算措置が講じられております。本市におきましては、国からの交付限度額である6億4,460万7,000円の配分を踏まえつつ、他の物価高騰対策への充填額との均衡を図りながら、生活者支援をより手厚くする必要性を考慮し、商品券の交付額を1人当たり5,000円分と設定したものでございます。以上、お答えといたします。

藤本委員長 よろしいですか。星加委員。

星加 委員 それではお伺いをさせていただきますが、ゆうパックにより商品券を配布すると。商品券は一応、金券に属するものでございます。そういうふうなことが

らゆうパックを選ばれたと思うんですが、このゆうパック、これが5月ですよ、世帯ですから何世帯で、1世帯に対する料金っていうのはいかほどでしょうか。その点についてお伺いをいたします。

藤本委員長 答弁、時間かかりますか。いけますか。山田商工戦略課長。  
山田 課長 星加委員の御質問にお答えいたします。

ゆうパックの郵送料は、1世帯当たり税込で605円を見込んでおりまして、予算は約3万2,000円世帯にかかる費用を計上しております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。広浦委員。

広浦 委員 とりあえず3点お伺いします。  
県内他自治体の事例の給付額、対象、手段について把握、整理を行ったのでしょうか、まず一つです。

藤本委員長 山田商工戦略課長。

山田 課長 広浦委員の御質問にお答えいたします。  
県内8市のうち、本市を除く7市の取組について、新聞報道等で把握しております内容で申し上げますと、まず徳島市は定額給付金として、全市民を対象に、市民1人当たり5,000円を支給し、75歳以上の方に5,000円を加算するとしております。次に鳴門市は、全市民を対象に、市民1人当たり5,000円分のプレミアム付きデジタル商品券を3,000円で販売するほか、65歳以上の高齢者及び障がい者に対し、1人当たり5,000円分の商品券を配布。また、低所得者世帯のうち、19歳から64歳のみで構成される世帯を対象に、単身世帯には5,000円分を、2人以上の世帯には1万円分の商品券を配布するとしております。次に小松島市は、全市民を対象に、市民1人当たり1万円の現金を給付。吉野川市は、全市民を対象に、市民1人当たり1万2,000円分のクーポン券を配布。阿波市は、全市民を対象に、市民1人当たり1万円分の商品券を配布。美馬市は、全市民を対象に、市民1人当たり1万2,000円相当分の地域ポイントを進呈。三好市は、全市民を対象に、市民1人当たり1万4,000円分のクーポン券を配布し、個人住民税均等割非課税世帯に対し、2万円を給付するとしております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 広浦委員。

広浦 委員 続きまして、本事業実施による、想定する効果、あと事務負担、地域経済への波及についてどのようにお考えなのかお教えてください。

藤本委員長 山田商工戦略課長。

山田 課長 お答えいたします。想定する効果、事務負担、地域経済への波及についてでございます。

まず、想定する効果につきましては、商品券の交付総額に対する使用率や換金実績のほか、取扱店舗数及び業種別の利用状況などを主な指標として設定し、商品券が市民生活への支援としてどの程度活用されたか。さらに、市内消費の喚起にどの程度寄与したかを総合的に把握し、評価することとしております。

これら指標のもと、本事業の実施状況及び効果を客観的に分析し、生活者支援及び地域経済活性化に資する施策として成果を確認してまいります。

次に事務負担についてでございますが、本事業は全市民を対象としているため、商品券の作成、封入、発送、換金処理など、一定の事務作業が発生することが想定されます。そのため、事務費の抑制と効率的な事業推進を目指し、業務の役割分担を整理するとともに、民間のノウハウを効果的に活用する体制の構築を検討しております。

具体的には店舗募集、印刷物の調達、換金業務及び問い合わせ対応について、その一部を地域経済の実情に精通し、市内事業者との連携実績を有する市内総合経済団体への委託を想定しております。このような取組により、事務作業の効率化を図りつつ、適正かつ円滑な事業運営を実現してまいります。

次に地域経済への波及効果についてでございますが、本事業は商品券を使用できる店舗等を概ね市内に限定し、発行額の大部分が直接的な市内消費として反映される仕組みとしております。さらに商品券の使用を契機とした追加購入や、来店機会の創出といった一定の波及効果も期待されます。これらの効果につきましては換金額の推移、取扱店舗の分布、業種別の利用状況などを通じて適切に把握し、地域経済への貢献度を検証してまいります。

このように、本事業においては効果検証が可能な指標を設定するとともに、事務の効率化を図りながら生活支援と地域経済の活性化を両立させる、実効性の高い取組として推進してまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。

続いてですけれども、検討から議案提出に至るまでの会議回数や検討を担当した部署、最終決定に至る決裁のプロセスをお示してください。

藤本委員長 山田商工戦略課長。

山田 課長 広浦委員の御質問にお答えいたします。

検討から議案提出に至るまでの会議の開催数についてでございますが、関係部署の職員及び特別職が出席して実施いたしました全体会議は計2回でございます。

次に、検討を担当した部署、検討に参加した部署についてでございますが、検討を主に担当した部署は産業部商工戦略課でございます。また、検討に参加した部署は産業部商工戦略課のほか、企画部秘書広報課及び総務部財政課でございます。

次に、最終決定に至る決裁のプロセスについてでございますが、こうした検討結果等を踏まえまして、本年1月22日付で重点支援地方交付金の特別加算分にかかる事業の実施に関する起案を行い、1月26日に市長の決裁を受けたうえで事業の実施を決定したものでございます。以上、お答えいたします。

藤本委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。資料を見たらいくつか疑問がでてきたので、ちょっと追加でさせていただきます。

基準日が5月1日ということですが、5月1日だと、例えば進学とか

です。ずっと今まで、18歳まで阿南にいたのに受け取れないような方もいらっしゃると思います。そういったところ、多分、不満の声が上がってくると思うんですけども、このあたり、どのようにお考えなのでしょうか。

藤本委員長 山田商工戦略課長。

山田 課長 広浦委員の御質問にお答えいたします。

本事業の基準日につきましては、事業実施に必要な準備期間と、住民基本台帳の運用時期を踏まえ、合理的に設定したものでございます。具体的には、商品券の取扱店舗の募集や各種印刷物の調達など、商品券等の発送に向けた準備期間として概ね2か月程度を見込んでおります。本補正予算案を御議決いただいた場合、3月中旬から発注等の手続を進め、5月下旬から商品券の発送準備作業に着手することが可能となります。こうした業務スケジュールを踏まえ、5月1日時点の住民基本台帳をもとに対象者情報を抽出し、発送準備を行うことが最も合理的であると判断し、本事業の基準日を令和8年5月1日と設定したものでございます。

このため、基準日前後の転入・転出者につきましては結果として対象とならない、あるいは対象となる場合が生じますが、これは本市に限らず、基準日を設定して実施する制度においては全国的に共通して生じるものでございます。対象者の確定に当たっては恣意的な判断を廃し、客観的かつ公平な基準に基づいて運用することが重要であることから、住民基本台帳に基づき、一定の基準日を設定しているものでございます。本市といたしましては、透明性のある基準設定と丁寧な周知により、市民の皆様の御理解を得られるよう努めてまいりたいと考えております。以上、お答えといたします。

藤本委員長 広浦委員。

広浦 委員 合理的で、あと、お話をお伺いしていると、このやり方が阿南市のだと最速だというような受け止めをいたしました。

最後にもう1点なんですけども、受け取れなかったがために、阿南市として浮いてくるようなお金というのはあるのでしょうか。また、その場合、それはどのようにする予定なののでしょうか。

藤本委員長 山田商工戦略課長。

山田 課長 広浦委員の、未使用の商品券が出た場合にどうなるのかという御質問にお答えいたします。

使用期間内に使用されなかった商品券は無効となり、使用することはできないこととしております。また、未使用分は予算不執行扱いとして国の交付金の対象外となります。このことから、可能な限り商品券の未使用を防ぐため、市民周知の徹底及び取扱店舗の確保に努めまして、商品券使用ガイドを配布するなど、使用しやすい環境を整えてまいりたいと考えております。以上、お答えといたします。

広浦 委員 以上です。ありがとうございました。

藤本委員長 よろしいですか。ほかにごございますか。武田委員。

武田 委員 私からも1点。

今回の商品券事業というのは非常に市民の方からも好評をいただいております。私は当初、昨年末ぐらいはお米券にしてほしいなというような気持ちも持ってたぐらいなんですけども、それが商品券ということで、どうなんだっていうふうに地域の方にお聞きをしましたら、もう早くしてくれというふうな強い要望をいただいております。そういった意味から、今回の商品券事業というのは市民生活を支え、地域経済を下支えしようとする極めて重要な取組だと考えております。私は1日でも早く市民の皆様にお渡しをしたいという市長さんの強い、スピード感を重視した決断を尊重し、本事業を強力に後押ししてまいりたいと考えております。

そのうえで、市民の皆様には安心感をもって本事業を活用いただくため、建設的な視点から1点、お尋ねをさせていただきます。今回のプッシュ型配布において、いわゆるDV被害者など、世帯主への一括送付では受け取りが困難な状況にある方々に対し、具体的にどのような手続きや措置が取られるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

藤本委員長 山田商工戦略課長。

山田 課長 武田委員の御質問にお答えいたします。

配偶者やその他親族からの暴力などを理由により、住民基本台帳に登録されている住所とは異なる場所に避難している方など、世帯主への送付が適切でないと思われる場合につきましては、御本人様からの事前のお申し出により、内容を確認のうえ、個別に商品券を交付する対応を取らせていただきます。なお、詳細につきましては、市ホームページ及び広報あなん4月号に掲載し、市民の皆様にお知らせする予定としており、丁寧かつ分かりやすい周知に努めてまいります。以上、お答えいたします。

藤本委員長 武田委員。

武田 委員 ありがとうございます。特別な事情がある方に対して個別に対応し、周知に努めるということで安心いたしました。引き続き、市民に寄り添った丁寧な事業運営に努めていただきたいと思います。本事業は市民生活を守るための待ったなしの政策であり、理事者の取組を高く評価するとともに、私もしっかりと後押しをしてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 とりあえず1点。以前の商品券のときに、例えば飲食店の方から、うちはその対応、申し込んでないんです、お客さんが商品券持って来ても換金するまでに時間がかかるけん、仕入れとかに困るんですという声を聞きました。今回、その対応は早まっているのでしょうか。商品券を持ってお客さんが来て、店の人が換金できるまでっていうのが、そういう事務作業の迅速化というのは以前に比べて早くなるのでしょうか。よろしくお願いたします。

藤本委員長 山田商工戦略課長。

山田 課長 佐々木委員の御質問にお答えいたします。

商品券の換金手続きにつきましては、本年8月1日から11月30日までの4か

月間、期間を設けております。その間、月2回程度の口座振込の機会を設け、受付確認できた分から順次、指定の口座にお振込をさせていただきたいと考えております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 それは、以前のプレミアム商品券に比べて早くなっているということではないでしょうか。

藤本委員長 山田商工戦略課長。

山田 課長 佐々木委員の御質問にお答えいたします。

振込の速さということに関しましては同じタイミングではないかなと考えております。ただ、振込みの回数につきましては月2回を設けておまして、商品券の使用開始と同時に振込みの期間を設定しておりますので、8月に2回、9月に2回、10月に2回、11月に2回、かつ12月にも2回設けて、全10回程度の口座振替の機会を設けております。口座情報をお預かりし、換金申請を受けてから30日以内にお振込をさせていただくというルールの下で運用してまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 よろしいですか。水谷委員。

水谷 委員 5点ほどお願いいたします。一問一答でお願いします。

昨年12月定例会の一般質問では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の質問が、すごく相次ぎました。それぞれ、議員各位のところに、本当に物価高騰に対して何とかしてほしいという市民の方のお声の表れだったかと思えます。今回、市は市民の皆様がどのような支援を求めているか、現状把握されたのでしょうか。また、具体的にこのような支援をしてほしいという声が行政のほうに届いていたのであれば教えてください。

藤本委員長 山田商工戦略課長。

山田 課長 水谷委員の御質問にお答えいたします。

本市においては、食料品等の物価高騰の影響を受ける市民の皆様の生活負担を軽減する、それとともに市内消費を喚起し、地域経済の活性化を同時一体的に実現することが重要であると考えました。そこで、本市にこのような経済の好循環を生み出すため、商品券を交付し、支援の効果を確実に市内消費へつなげ、地域経済への波及効果を図るという、当事業ならではの手法を用いて実施したいと考えているところでございます。以上、お答えいたします。

藤本委員長 水谷委員。

水谷 委員 続いて、国の補正予算の議論のときには、水道料金の減免がこの特別加算枠でも使えるというような話があったかと思えます。それを受けて、昨年12月の定例会では物価高騰対策に水道料金の減免を検討するともありました。水道料金の減免は今回、メニューに入っておりませんが、この減免に関してどのような議論と検討があり、採用に至らなかったのか教えてください。

藤本委員長 答弁者が水道課か下水道課ですかね。小休します。

---

小 休 12:12~12:13

---

藤本委員長 再開いたします。  
昼食のためにここで休憩をいたします。午後1時から再開いたします。  
よろしく申し上げます。

---

休 憩 12:13~13:00

---

藤本委員長 午前に引き続き、会議を開きます。  
答弁からですね。松原水道部長。

松原 部長 水道部の松原でございます。水谷委員さんの、水道料金の減免を選択しなかった理由についての御質問に御答弁申し上げます。

国が実施する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニューに水道料金の減免が示されたことから、昨年の12月議会において多くの市議会議員の方々から水道料金の減免についての御提言をいただきました。水道部では、県内で実施したことがある自治体の取組状況を参考に、市水道料金のうち、基本料金を減免する方向で検討するとともに、市水道以外の民営水道や小規模水道、さらには自家水の利用者や共同住宅等にお住まいの方などについても水道料金減免相当分を補助金として交付することで、全ての世帯に支援が届くよう検討してまいりました。

しかしながら、本市と給水契約がない方の実態把握が困難であることなど、市水道料金の減免を実施した場合に全ての市民に対して公平な支援にならないと判断し、水道料金の減免を見送ったものであり、物価高騰対策事業におきましては国の交付金の趣旨も踏まえ、幅広い市民に対して迅速かつ公平で分かりやすい支援を届けるとともに、市内消費の喚起による地域経済への波及効果を確保する観点から、商品券による支援を選択したものでございます。以上、御答弁とさせていただきます。

藤本委員長 水谷委員。

水谷 委員 よく理解できました。丁寧な御答弁ありがとうございます。残り2点、お願いいたします。

過去の物価高騰対策の現金給付事業のときの本会議でなぜ現金給付なのかという質問に対して、現金以外の形、例えば、クーポン給付では、印刷費や輸送費が余計にかかり、事務手続も時間も要し事務負担が大きいと考えるとの御答弁があり、現金という形で物価高騰対策が実施されました。今回は商品券という形で実施されていますが、現金ではなく商品券を選択した理由を教えてください。先ほどの御説明の中では、地域経済の活性化というお話もありましたが、それ以外に理由があるのでしたらお教えください。

藤本委員長 山田商工戦略課長。

山田 課長 水谷委員の御質問にお答えいたします。

生活者支援の一つであります食料品の物価高騰に対する特別加算として、国ではプレミアム付き商品券のほかに電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などによる支援策が推奨されております。これらを参考に、本市におきまして、プレミアム付き商品券やお米券、現金給付による支援に加え、商品券の交付について検討を行いました。このうち、販売型のプレミアム商品券につきましては購入が前提となるため一定の初期負担が必要であることに加え、申込みや販売手続に時間を要するため、公平性や迅速性の観点において課題がございました。一方、現金給付に関しましては、自由に使えるという利点があるものの、使用が市内に限定されず、地域経済への波及効果が不確実である点が懸念されました。

こうした比較検討を踏まえ、市民生活への直接的な支援効果と地域経済への波及効果、実施の迅速性、公平性、実務上の実現可能性を総合的に勘案し、本事業の内容を市民全員を対象とした5,000円分の商品券交付を採用したものでございます。以上、お答えといたします。

藤本委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。では、最後の質問です。

市長所信においても、先ほどの御説明においても、この商品券は本年7月末までに各世帯主宛に郵送し、8月から10月までの間、使用できるとのことでした。先ほど武田委員からも、質疑の中でおっしゃっていたように、早くしてほしいというのが市民の本音だと思います。過去の物価高騰対策の現金給付事業のときは物価、電気代、燃料高騰などの影響を受けている市民の皆様の負担感や不安感を早期に軽減すると御答弁があり、市民の皆様に支援が届くスピードを重視されていたかと思います。事実、1月15日の閉会日に可決して以降、3月中には市民の方の手元に届き始めるという速さでありました。

2年前の現金給付に比べて市民手元に支援が届く時間が長くなることになりましたが、今回はスピードを重視されなかったのでしょうか。また、スピード面での検討についてお教えいただければと思います。

藤本委員長 山田商工戦略課長。

山田 課長 水谷委員の御質問にお答えいたします。

まず本市としまして、1日も早く市民の皆様に商品券をお届けできるよう、確実に迅速な業務スケジュールを組んでおります。本事業の業務スケジュールといたしまして、商品券の取扱店舗の募集や各種印刷物の調達など、商品券等の発送に向けた準備期間としておおむね2か月程度を見込んでおります。

本補正予算案を御議決いただいた場合、3月中旬からの発注等、手続を進めて、5月下旬からの商品券の発送準備作業に着手し、6月下旬から7月末にかけて3万2,000世帯へゆうパックにより順次、郵送する予定としております。ゆうパックは手渡し配達为原则でありまして、不在時には再配達となりますことから、1回の配達で完了しない場合も想定され、発送時期がお中元シーズンと重なることから、配達完了までに一定の期間を見込んでおります。

また、到達次期にばらつきが生じる中で、送達された方から使用できるようにすることは公平ではないため、使用開始を8月1日からと設定したものでございますので、御理解を賜りたいと存じます。以上、お答えといたします。

藤本委員長 水谷委員。

水谷 委員 丁寧な御答弁ありがとうございました。知りたいことが知れたので納得し、賛成したいと思います。

藤本委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤本委員長 ございませんか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより第14号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

藤本委員長 御異議なしと認めます。よって第14号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算(第6号)については原案のとおり可決されました。

---

質疑終了・採 決  
全会一致 原案のとおり可決

---

藤本委員長 以上で、本委員会に付託されました案件のうち、第14号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算(第6号)についての審査が終了いたしました。これで本委員会を閉じることいたします。閉会に当たりまして、西田副市長から御挨拶をいただきます。西田副市長。

西田副市長 予算審査特別委員会の閉会に当たりまして、一言、御礼の御挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、予算審査特別委員会を開催していただき、誠にありがとうございました。また、御審査を賜りました議案につきまして、原案のとおり御承認いただき、衷心より御礼を申し上げます。審査の過程において頂戴いたしました貴重な御意見、御提言につきましては、今後の市政運営に活かしてまいりたいと存じます。本日は誠にありがとうございました。

藤本委員長 以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

---

【13:09 閉会】

---